

平成 29 年度 沼津市民間支援まちづくりファンド事業  
応募の手引き（ハード部門）

募集期間 平成 29 年 4 月 7 日(金) ～ 5 月 19 日(金)

沼津市都市計画 まちづくり政策課

## 1 民間支援まちづくりファンド事業とは

私たちが暮らす沼津がいつまでも魅力的で元気なまちであり続けるためには、まちづくりの主役であるみなさんの力が不可欠です。

「民間支援まちづくりファンド」は、みなさんの「沼津をこんなまちにしたい」「沼津でこんなことにチャレンジしてみたい」といった思いを応援するための制度です。

支援の対象は、地域に人のつながりを生み出す取り組み、その拠点となる交流の場づくり、起業や新たな雇用の創出など、民間主体で行う「まちづくり活動」で、将来にわたって持続的な効果が期待できるものです。

民間ならではの創意工夫にあふれた「まちづくり活動」で、「市民が主役の沼津、挑戦するまち沼津」への歩みを一緒に進めていきましょう。

## 2 対象となる「まちづくり活動」

沼津市内で実施される、市内の「まちづくりに資する施設整備」とします。

ただし、次のいずれかに該当するハード整備は対象となりません。

- ① 市内で実施されないもの
- ② 特定の個人又は団体に効果が帰属するもの
- ③ 平成30年3月31日までに整備が完了しないもの
- ④ 個人又は団体の生計維持を目的としたもの
- ⑤ 既に国、県、市からの補助金を受けている又は受ける予定であるもの
- ⑥ その他、市長が適当でないとするもの

## 「まちづくりに資する施設整備」の事例

「まちづくりに資する施設整備」については、「地域住民等交流施設整備事業」「観光拠点整備事業」「水辺の景観形成事業」「古いまちなみ保全事業」の4事業により構成しており、空き家・空き部屋等の活用により、次のような施設整備を想定しております。

### 「まちづくりに資する施設整備」の事例

- ・子育て中のママたちの情報交換のためのコミュニティスペース
  - ・地域住民の交流を図ることのできるスペース
  - ・新たな起業や雇用を創出するコワーキングスペース・シェアオフィス
  - ・地域のアーティストを応援するまちのギャラリー
  - ・地域農家と連携し、循環型社会を目指すコミュニティカフェ
  - ・一人暮らしの高齢者や放課後の子どもたちのための居場所
  - ・高齢者や生活困窮家庭の子どもを支える「まちの食堂」
  - ・観光客に情報の提供を行い、満足度を高めるための拠点施設
  - ・公共空間の活用を図るため、河川空間等の景観形成
  - ・新たな地域ブランドを開発・販売するための施設整備
- など

## ○ 地域住民等交流施設整備事業

多様な人のつながりを生み出す交流の場の創出を支援します。

地域住民の多様な交流を生み出し、コミュニティの再生や暮らしの充実、居住の促進を図るための子育て世代や高齢者世代の交流施設、また、新たな起業や雇用を創出するためのコワーキングスペースやシェアオフィスといったビジネス分野における交流施設などの整備に対する経費の一部を補助するものです。

### 《事例イメージ》



多世代交流施設



コワーキングスペース

## ○ 観光拠点整備事業

観光客の増加を図るための情報提供施設や、観光資源を活かした拠点施設などの整備を支援します。

市域全体にわたって観光客が訪れるよう沼津の持つ地域資源の魅力を顕在化したり、観光客の満足度を高めたりするための拠点施設、観光情報提供施設や、観光客と地元民、観光客相互が交流できる拠点施設等の整備に対する経費の一部を補助するものです。

### 《事例イメージ》



まちの駅



サイクリスト向けカフェ

## ○ 水辺の景観形成事業

沼津市の自然景観の重要な構成要素である、市街地を流れる狩野川や、7つの海水浴場、千本松原などで構成される変化に富んだ海岸線といった水辺空間において、修景やにぎわい創出のため、水辺に面する建築物のファサード改修による借景や緑化といった水辺空間を積極的に活用した施設改修の際の経費の一部を補助するものです。

### 《事例イメージ》



水辺の建築物のファサード改修

## ○ 古いまちなみ保全事業

市内に点在する伝統的建築物に集客力を付与するとともに、地域の歴史や文化の再認識、誇りや愛着の醸成を目的として、古民家や蔵などをカフェや店舗などに改修する際の経費の一部を補助するものです。

### 《事例イメージ》



蔵を改修した店舗



古民家カフェ

## 3 応募対象者

沼津市内で実施される「まちづくりに資する施設整備」であれば、沼津市民（個人・団体）に限らず、幅広く応募することができます。（法人格の有無は問いません。）

ただし、次のいずれにも該当する必要があります。

- ① 納期限の到来した市民税に未納がないこと。
- ② 規約等により団体の代表者及び運営に必要な事項を定めていること。（団体のみ）
- ③ 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等と密接な関係を有しないこと。

## 4 支援内容

### (1) 施設整備事業（4事業）

- ① 地域住民等交流施設整備事業
- ② 観光拠点整備事業
- ③ 水辺の景観形成事業
- ④ 古いまちなみ保全事業

### (2) プロモーション支援事業（上乘せ枠）

ハード部門を活用して新たに起業するものに対して、プロモーションに係る初期費用の一部を支援するものです。

#### プロモーション支援事業の活用例

- ・ web サイトのデザイン、構築（運用は除く）
- ・ フライヤー、ショップカード等のデザイン、制作
- ・ 看板、のぼり旗等の販促物のデザイン、制作、購入
- ・ オープニングイベントの開催 等

**施設整備事業 ①～④いずれも**

**補助率：対象経費の2分の1 交付限度額 100万円**  
(公益性が高いと認められる事業については、250万円とします)

**プロモーション支援事業**

**補助率：対象経費の2分の1 交付限度額 20万円**

**5 対象経費**

対象となる経費は「まちづくりに資する施設整備」を実施するうえで必要不可欠と認められる経費であり、下表の区分に該当するものとします。

**(1) 施設整備事業(4事業)**

区 分	備 考
設 計 費	設計費、デザイン費（工事の実施を伴う場合）
工 事 費	仮設工事費、内外装工事費、電気工事費、給排水工事費等
原 材 料 費	セメント、砂利、鋼材、木材等の直営工事事用原材料購入費
そ の 他	上記以外の経費で市長が必要と認めるもの

※補助対象とならない経費の例

- ・設計費、デザイン費（工事の実施を伴わないもの）
- ・什器、家具、備品等の購入費（作り付けのものは可能）
- ・工具、工事用機械、工事作業用品等の購入費
- ・その他補助することが適当でないと認められる経費

**(2) プロモーション支援事業**

区 分	備 考
報 償 費	講師謝金等
消 耗 品 費	文具、資材等購入費
印 刷 製 本 費	資料の印刷代等
広 報 費	事業の効果的な実施に必要な広告宣伝に要するもの
通 信 運 搬 費	郵便代、配送料等
使用料及び賃借料	イベント時の資機材使用料等
そ の 他	上記以外の経費で市長が必要と認めるもの

※補助対象とならない経費の例

- ・サーバー使用料など経常的な経費
- ・備品購入費
- ・商品券、記念品または景品等の購入に要する経費

- ・その他補助することが適当でない認められる経費

## 6 事業期間

平成 29 年 7 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

## 7 応募までの流れ

応募にあたっての事前相談、書類受付、提出書類の詳細は、次のとおりとなります。

### (1) 事前相談

受付期間 随時 午前 9 時～午後 5 時まで (土日・祝日・年末年始を除く)

※ 応募する場合は、必ず事前相談を行ってください。

原則として、5 月 12 日(金)までに事前相談がない事業については、応募書類の受取りはできません。

また、ハード部門の整備については、用途変更等の建築確認申請が必要となる場合がありますので、事前相談の時点で現地確認を行うことがあります。

相談窓口 沼津市役所 都市計画部 まちづくり政策課

**電話番号 055(934)4886**

### (2) 書類提出

受付期間 平成 29 年 4 月 7 日(金) ～ 5 月 19 日(金)

午前 9 時～午後 5 時まで (土日・祝日・年末年始を除く)

提出先 沼津市役所 都市計画部 まちづくり政策課 に持参(郵送不可)

### (3) 提出書類

応募の際に提出する書類は、次のとおりとなります。

提出書類は、沼津市HPに掲載のほか、沼津市役所 5 階まちづくり政策課窓口にて配布しております。

#### ① 指定様式

- ア 応募申請書 (第 1 号様式)
- イ 事業計画書 (第 2 号様式)
- ウ 収支予算書 (第 3 号様式その 2)

② 添付書類

申請者の属性(個人・団体)ごとに添付する書類が異なります。

	個人	団体
法人登記事項証明書(法人のみ)		○
団体概要調書		○※1
構成員名簿		○※1
規約又は会則		○※1
本人確認書類	○※2	○※2
市民税納税証明書	○※3	○※3
委任状及び受任者の本人確認書類	○※4	○※4
決算書の写し(直近2ヵ年分)	○※5	○※5
ハード概要調書	○	○
物件の位置図	○	○
物件の現況写真	○	○
物件の権利関係を示す書類 (賃貸借契約書等)	○	○
物件の固定資産税の課税証明書又は 登記簿謄本(自己所有物件のみ)	○	○
設計費・工事費の見積書等の写し	○	○
設計図、完成予定図等の図面	○	○
その他市長が必要と認める書類	○※6	○※6

※1 沼津市内の自治会・沼津市が所管するNPO法人は不要です。  
法人登記事項証明書を提出した法人も不要です。

※2 個人・任意団体は、本人または代表者の住民票の写し、若しくはこれに相当する書類の写しを提出してください。  
沼津市内の自治会、沼津市が所管するNPO法人は不要です。  
なお、住民票の写しを提出する場合は、個人番号が記載されていないものを提出してください。

※3 沼津市外の住民、沼津市外に所在地を有する団体等が応募する場合は、それぞれ所管の自治体が発行する納税証明書を提出してください。

沼津市民、市内に所在地を有する団体が応募する場合は不要です。(納税状況調査の同意があった場合)

※4 応募者本人又は団体代表者以外の者が申請書を提出する場合は、委任状及び受任者の免許証などの受任者本人の確認ができる書類の提出が必要となります。

※5 事業者が応募する場合(任意・法人を問わず)については、直近2ヵ年分の決算書の写しを提出してください。



事業開始から間もない事業者であり、直近2ヵ年分の決算書が提出できない場合については、直近年度の予算書の提出を求める場合があります。

※6 事業の内容を確認するため、関係する書類の提出を求めることがあります。

## 8 事業選定

### (1) 事業選定の流れ

応募された事業は、「沼津市民間支援まちづくりファンドアドバイザー会議」の委員による評価を踏まえ、市が採択・不採択の決定を行います。

評価方法は、応募者による事業のプレゼンテーション（パワーポイント、レジュメ等により10分以内）、各委員による事業内容のヒアリング（10分）を踏まえ、評価基準に従い採点を行います。（以下「プレゼンテーション審査」という。）により行います。

プレゼンテーション審査は、次のとおり開催を予定しています。

日 時 平成29年6月上旬

場 所 沼津RAKUUN3階「ぬまづのたカラボ」  
沼津市大手町3丁目4-1

プレゼンテーション審査は、原則として全ての事業で実施する予定ですが、応募状況によって、一部の事業は書類審査のみとなる場合もあります。

（平成28年度の募集分については、ソフト部門のステップアップ型・ハード部門のみプレゼンテーション審査を行い、スタート支援型は書類審査のみとしました。）

プレゼンテーション審査の対象となる事業は、5月末頃までに郵送又は電話によりお知らせします。

### (2) 評価基準

アドバイザー会議の委員による評価は、次に示す「評価基準」に基づき点数評価を行います。（各項目10点：60点満点）

#### 評価基準

	内 容
公益性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 不特定多数の住民の利益につながるものであるか</li><li>・ 地域のまちづくりの推進に貢献するものであるか</li></ul>
発展性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 活動の水準を高めたり、活動範囲を広げるなどの活動の活性化が期待できるものであるか。</li><li>・ 他の住民や地域との連携、又は波及効果が期待できるものであるか。</li></ul>
地域性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域の特性や資源を生かすための観点や工夫がみられるものであるか。</li><li>・ 地域の実情を踏まえた課題解決の取り組みとして評価できるものであるか。</li></ul>

必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちの活性化や魅力づくりのために意義あるものであるか。</li> <li>・財政的な支援が必要であるか。</li> </ul>
先導性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チャレンジ性や独創性がみられるものであるか。</li> <li>・まちづくりの活動としての新しい取り組みが見られるものであるか。</li> </ul>
継続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的・自立的な取り組みが見込める工夫がされているものであるか。</li> </ul>

## 9 採択決定

応募事業の採択・不採択は、補助金採択・不採択決定通知書（以下「決定通知書」という。）により6月末までにお知らせします。

## 10 補助金の支払い方法

補助金の支払い方法は、事業完了後の精算払いとなります。

精算時には、対象経費の領収書が必要となりますので、ご了承ください。

## 11 事業内容の変更・中止

やむを得ない事情により、事業内容の変更及び中止を行う場合は、事前に必要な書類を揃え、まちづくり政策課の承認が必要となります。

その場合、補助金の交付確定額が変更となる場合がありますのでご了承ください。

なお、事業内容の変更状況により、補助金交付決定額の見直しを行いますが、事業拡大による助成額の増額については認めておりません。

## 12 報告書の提出

事業が終了しましたら、事業完了日から起算して14日以内に事業実績報告書と収支決算書を提出していただきます。

収支決算書には、補助対象となる経費の領収書等の添付が必要となります。

## 13 広報ぬまづの活用

事業実施にあたって、事前に市民から参加者を募る事業、市民への周知をすることによって更なる事業の効果が見込まれるものは、広報ぬまづへの掲載を行います。

（原稿締切日は、発行を希望する広報紙の1か月前となりますので、原稿締切日の1週間前までに、まちづくり政策課と掲載内容について協議をしてください。）

## 14 事業の取材・発表

「沼津市民間支援まちづくりファンド事業」を多くの人に活用していただくため、広報ぬまづ・沼津市ホームページ等において、事業の紹介を行わせていただきますので、取材の協力をお願いします。

また、次回以降の募集説明会、翌年度に実施する活動発表会において、事業の取組状況・実績を報告していただく場合がありますので、ご了承ください。

## 15 その他

補助金の交付決定後に、補助対象事業として不適格と認められた場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

また、申請書等に虚偽の事項が認められた場合は、補助金の交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

## 16 問い合わせ

当事業について不明な点は、下記担当までお気軽にお問い合わせ下さい。

沼津市役所 都市計画部 まちづくり政策課

**電話番号 055(934)4886**